

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



新年のご挨拶



旧年中は技能実習生に対しまして
親身なご対応心より感謝申し上げます
また組合事業にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございました
本年も皆様のご期待に忘れるべく誠心誠意努力して参りますので
引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます
皆様の益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げます
新年のご挨拶といたします

鹿島人材養成事業協同組合
代表理事 根本 幹也
職員 一同

・組合からのお知らせ

■技能実習生入国予定状況について

昨年11月下旬に新たな変異コロナウイルス(オミクロン株)の発生により、再度の「**外国人の全面入国停止**」が日本国政府により発表されました。

この入国停止期間は約1ヶ月間(12月31日まで)とされておりましたが、12月21日の岸田首相の記者会見の際に「**年末・年始の状況を見極めつつ、当面の間、水際対策を延長する**」との発言があり、現在は関係省庁からの正式な発表を待つ段階ではありますが、**12月31日をもって入国停止措置が緩和される状況ではなくなってしまいました。**

弊組合としましては、入国停止措置が解除になった時点で、ただちに技能実習生が入国できるよう順次、申請手続きを進めております。状況については随時ご報告をさせていただきます。

実習実施者の皆様には技能実習生が予定通りに入国できず、生産計画に支障をきたしていることと思います。弊組合としましても、入国が遅れている技能実習生達が、できるだけ早く入国できるよう全力で対応いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。



■外国人技能実習機構からの指導事項について

昨年11月30日に弊組合の実習実施者に対し、外国人技能実習機構による実地検査が行われた際に、以下についての指導がありました。

各月の**時間外労働**(残業+休日労働)が**45時間**を超えた場合には、**当該月毎に技能実習計画の変更に伴う「軽微変更届」を外国人技能実習機構に遅滞なく提出する**

外国人技能実習生に時間外労働を行わせる際には以下のような注意が必要となります。

- ・ **時間外労働・休日労働協定(36協定)を締結し、労働基準監督署長に届け出ていること。**
- ・ **技能等の修得等の観点から必要最小限の時間に努めること。**

所定労働時間以外に労働(残業や休日労働)をさせる場合は「36協定(特別条項)」を事前に「労働基準監督署」へ提出しますが、この軽微変更届は「技能実習法」により「外国人技能実習機構」へ提出するものです。

残業が45時間を超えた場合は「月ごと」に「時間を超えた全ての実習生の残業時間」を記載した「軽微変更届」を「都度提出」しなければなりません。届出を怠った場合、状況によりペナルティが課せられる可能性があります。

変更届の作成、提出については弊組合にて行いますが、そのために**組合担当者が毎月の請求書配布の際に、時間外等の関連情報の確認を実施**させていただきます。

実習実施者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



■新型コロナウイルス オミクロン株 感染防止対策の徹底について

オミクロン株を主体とした感染状況は現在徐々に悪化しており、日本国内でもオミクロン株の感染者の市中感染が発表されるなど、感染拡大が予断を許さない状況となっております。

12月22日の岸田首相の記者会見の際に「**全ての国内感染者について、オミクロン株の検査を行う**」とした上で、「**オミクロン株の濃厚接触者に対しては、自宅待機要請ではなく14日間の宿泊施設での待機を要請する**」との発言がありました。

オミクロン株は現在の「**感染力が非常に高い**」「**ワクチン接種者や過去の感染者にもブレイクスルー感染をする可能性がある**」などの**強い感染力に関する情報が報告**されています。

1名でも職場で陽性者が発生すると、濃厚接触者も14日間の宿泊施設での待機要請がされることは、**技能実習や生産活動に多大な影響を与える**ことが考えられます。そのようなにならないためにも、改めて「**マスク着用**」「**手指の消毒**」「**多人数の集まる場所を避ける**」「**実習生同士の飲食を避ける**」などの感染防止対策の徹底をお願いいたします。



■技能実習生の特別教育について

特別教育は、事業者が厚生労働省令で定める危険又は有害な業務に労働者をつかせるときに、その業務に関する安全・衛生のために受講させる必要があります。

外国人技能実習生も、それらの業務を行わせるときには、特別教育を行わなければなりません。

また、特別教育は外国人技能実習生がその業務に従事する場合の労働災害の防止を図るものであるため、実習実施者の責任において実施していただくものです。

特別教育が必要な代表的な業務は下記の通りです

- ・足場組立
- ・移動式クレーン運転作業
- ・玉掛け作業
- ・溶接作業
- ・金属プレス加工作業
- ・加工場及び現場での楊重・運搬作業



これらの受講・修了は、**実地検査や監査の際にチェック**する事項にもなっておりますので、実施を忘れずをお願いいたします。

■入国・帰国予定者手続き状況報告

◆2021年4月入国予定 手続き状況 (第63期)

20名全員に在留資格認定証明書が交付済みです。関係省庁へ「**審査済証**」交付申請の準備中です。(受付再開待ち) 交付後、写しを各送出し機関へ送付し、ビザ申請を行います。

◆2021年9月入国予定 手続き状況 (第64期)

15名全員に在留資格認定証明書が交付済みです。関係省庁へ「**審査済証**」交付申請の準備中です。(受付開始待ち) 交付後、写しを各送出し機関へ送付し、ビザ申請を行います。

◆2021年11月入国予定 手続き状況 (第65期)

7名中全員に在留資格認定証明書が交付済みです。関係省庁へ「**審査済証**」交付申請の準備中です。(受付開始待ち) 交付後、写しを各送出し機関へ送付し、ビザ申請を行います。

◆2022年1月入国予定 手続き状況 (第66期)

技能実習計画を技能実習機構へ申請しました。24名中14名の**技能実習計画が認定**されました。



◆2022年4月入国予定 手続き状況 (第67期)

各送出し機関で実習生候補生が確保できしだい、**随時WEB面接を実施中**です。



◆技能実習満期修了・帰国予定者 対応状況

帰国できない技能実習生は特定活動(就労可)に在留資格の変更手続きをすれば、現行通りの就業ができます。帰国便が確保できた技能実習生は随時帰国対応中です。技能実習3号・特定技能希望者については手続きを行い、移行しております。



■組合行事予定表 (2022年1月)

1月8日(土)	・ベトナム帰国対応 ・帰国前手続・PCR検査・空港送迎	1月13日(木)	・鉄工専門級試験(4名) ・事前勉強会・試験随行対応
1月11日(火)	・鉄工専門級試験(2名) ・事前勉強会・試験随行対応	1月18日(火)	・中国帰国対応 ・帰国前手続・PCR検査・空港送迎